

令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

施設・通所（就労系を除く。）・居住系サービス説明要旨

I 報酬に関する事項（総則）

報酬の算定に関する基本的な事項をまとめています。

内容を確認いただき、誤った運用を行うことがないように注意してください。

II 実地指導における主な指導事項等

実地指導等において指摘された事項について、その留意点等を記載しております。

III 障害者の意思決定支援について

どのような暮らしを送るかは、利用者本人が決めることが前提であり、事業者は、その意思決定を丁寧に支えることが必要です。

事業者は、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドラインの内容を踏まえ、意思決定支援に関して、創意工夫と質の向上に努めるようお願いします。

IV 参考資料（厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料）

1 グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・推進について

令和6年4月1日から、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化されます。

2 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、事業所の詳細情報が未登録の事業所や年度ごとの情報更新ができていない事業所はシステムへの登録作業をお願いします。

また、災害発生時に利用者の安全を確保できるよう、非常災害対策計画等の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施や物資の備蓄等の災害対策に万全を期すようお願いします。

3 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

①虐待防止委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知、②従業者に対する虐待防止のための研修の定期的実施、③虐待の防止のための責任者の設置については令和4年度から義務化されておりますので、虐待防止について一層の取組をお願いいたします。

4 障害者サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

このガイドラインの内容をもう一度確認し、障害者の意思決定支援について一層の取組をお願いします。

令和5年3月指導監査室